

ナチス期における職業教育・訓練の研究

佐々木 英 一

(1993年10月15日 受理)

Untersuchung zur Berufsausbildung im Dritten Reich

Eiich SASAKI

目 次

はじめに

1. ナチス期の職業教育・訓練の分析の視座
2. 工業徒弟制の整備
 - 1) 試験制度の整備
 - 2) 教習作業場の整備
 - 3) 教育・訓練基準の整備
 - 4) 半熟練職種の制度化
 - 5) 訓練契約の整備
3. ナチスイデオロギーと職業教育・訓練
 - 1) ワイマール期の職業教育・訓練論
 - 2) アルンホルトの職業教育・訓練論
 - 3) フェルトの職業教育・訓練論
4. 職業教育・訓練の主導権を巡る争い
 - 1) DAF・DINTAの要求
 - 2) 経済省, 経営者, DATSCHの対応
 - 3) 抗争の経過
5. 職業教育・訓練の統制
 - 1) 職業学校制度の整備
 - 2) 職業訓練法案
 - 3) 手工業徒弟制の変化
6. まとめ

はじめに

ドイツにおける職業教育・訓練の歴史研究は、一般・普通教育史研究の隆盛に比べると非常に遅れているが、なかでもナチス期(1933-1945)のその研究は近年始まったばかりである。この分野に詳しいキップも「20世紀の職業教育史記述において、ナチス時代の欠落が最も大きい」¹⁾と述べている。また、後にふれるヴォルジングも、その研究の序で「第三帝国における職業訓練の研究は、これまでほんの初歩的な段階にしか至っていない」²⁾と先行研究を総括している。それゆえ当然の事ながら、わが国においてもこのテーマはほとんど研究されていない。

その理由はいくつか考えられようが、その最大のものは、ナチスのその余りにもファナティックでイデオロギシユなイメージから、他の諸分野と同様、職業教育・訓練もナチズム一色に塗りつぶされ、職業教育・訓練の独自の発展は期待できず、また、後世の参考とすべきものは何もない停滞の時期であろうとする見解である。この見解によれば、職業教育・訓練史においてナチス期は空白であり、ワイマール期までの発展の中断であり、ナチス期はあくまで突出した異常な時代である。こうした見方をここでは便宜上、ナチス特殊論と名付けておく。

この見解、あるいは一種のタブーが戦後長きにわたって、ドイツの職業教育・訓練史研究、職業—経済教育学において支配的であったのには、一般的な戦後の政治・思想状況の他に、職業—経済教育学に固有の理由があった。

それは、70年代から始まった、それまでの伝統的な職業—経済教育学への批判の高まりの中で明らかになっていった。戦後の職業—経済教育学の代表的な理論家、例えばアブラハム(K. Abraham)、シュリーパー(F. Schlieper)、モンズハイマー(O. Monsheimer)などが、批判的職業—経済教育学に属する戦後世代の研究者によって批判された。本稿のテーマとの関係に限れば、その批判は、彼らの理論枠組の骨格をなす基本的概念である職業、共同体などの有機体的把握がナチス期の理論家フェルト(Feld, F)、アルンホルト(Arnhold)などと同じであること、また、彼らの戦時中の言動がナチスに協力的、場合によっては当事者であった点などである。批判者の一人であるゾイベルト(Seubert)は、次の様に述べる。「まさに、職業教育学は、その第三帝国における学問的発展とその担い手についての解明を、みずからに命ずべきあらゆる理由をもっている。私の知る限り、連邦共和国の第1段階で、ヒトラー体制と多かれ少なかれ一体化しなかった、あるいはそれに自らの学問上の出世を負わなかった職業教育学者はいない。」³⁾

こうした批判は、同時に戦後の職業教育・訓練史の再評価に至った。即ち、それまでの戦後の(西)ドイツの職業教育・訓練は、ナチス時代とは全く異なる「新生」であり、中断していたワイマール期の継続発展であるという認識への疑問、再検討の必要性が認識された。結論から言うと、職業教育・訓練の分野に関するかぎり、ナチス期と戦後ドイツ連邦共和国の間には断絶よりは継続をみるべきだという見解が有力になってきた。その結果ゲオルクヤクンツェのように「職業訓練の領域にとっては、1945年という年を『新生』の年と特徴づけることはほとんど不可能である。」⁴⁾

という認識が広がってきた。さらには、ワイマール期とナチス期の間にも同様の関係が見られるようになった。否、後に明らかにするように、むしろナチス期は職業教育・訓練の発展にとって、制度面では画期的な飛躍の時期に当たっている。従来、この点が余りにも軽視されてきたと言えよう。

当初は、イデオロギー的な色彩の濃かった批判的職業—経済教育学が切り開いた新たな歴史認識の上に立って、70年代後半からナチス期の実証的な研究が進んだ。その代表的な研究が、ヴォルジング (Wolsing, Th) の『第三帝国における職業訓練の研究』である。

以下、本稿では主としてこの研究に依拠してナチス期の職業教育・訓練の実相を明らかにすることを目的とする。筆者はこれまで、1870年代から1920年代までの職業教育・訓練の発展を、工業徒弟制の生成を基軸として見てきた。⁵⁾ 本研究は、これをさらに発展させ、世紀転換期からワイマール期を経てナチス期に至る時期を、ナチス期で分断せず、工業徒弟制の一連の完成過程として捉え直す試みでもある。

1. ナチス期の職業教育・訓練の分析の視座

ヴォルジングは問題を以下のように設定する。1. 「第三帝国の権力者は、その目標実現のために、独自のナチスに典型的な訓練制度を作ったのか。あるいは、彼等は、かつての体系の内部でその計画を実現するのに成功したのか。」2. 「第三帝国においては、職業訓練における専門訓練とイデオロギー教育はどのような位置を占めていたのか。特殊専門的な訓練は、世界観上の感化のためになおざりにされたのか。あるいはナチス主義者は現実の要請 (Sachzwang) に従い、専門上の訓練の優位を認めねばならなかったのか。」そして最後に、3. 「どのように、それまでの職業訓練の担い手は反応したのか。彼等はナチスの影響を受け入れたのか、彼等はナチス黨員に協力したのか、あるいは自分たちの指導要求や主張を貫いて政府と党との協働を拒否したのか。」⁶⁾ の3つである。

1の問題設定は、上で指摘したナチス特殊論を検討し、ワイマール期との連続か断絶かを明らかにする為のものである。

2は1をより具体的に分析するための問題設定である。一般に、職業教育・訓練には、技術的・専門的な教育・訓練 (クォリフィケーション—Qualifizierung) と、社会化 (Sozialisierung) という両側面が含まれる。特に、職業教育・訓練が青年期に行われ、労働の場を直接的な背景としているという事情から、社会化の側面は他の教育に比べ格段に重視される。前者には、よりザッハリッヒなニュアンスを持つ Berufsausbildung という言葉が、後者には倫理的、価値的な色彩の濃い Berufserziehung という言葉が当てられることが多い。この両側面の関係が時々の職業教育・訓練の特徴を示す有力な指標となる。ナチス期には社会化の側面は、ナチスイデオロギーに強く影響を受けて強化され、社会化という用語よりも、むしろインドクトリネーションという方が適切だと思われるが、それがクォリフィケーションとどのような関係に立つのか、この期の分析の有力な鍵となる。ヴォルジングもこの点に注目している。

予想される、むき出しのナチスによるインドクトリネーションは、戦争遂行上不可欠の生産性向上を担保する職業教育・訓練の合理性への要求とどのような軋轢・矛盾を生んだのか。もし前者の優位性を見るならば、ナチス特殊論に傾くことになる。後者の優位性を見るならば、発展の連続性を重視する立場になろう。その意味で、この問題設定は極めて的確である。また、この矛盾は、個々の政策の決定と遂行に際して生じる、党と行政機関及び経済界の間の対立として現われてくる。労働行政全般をナチスイデオロギーの支配下におこうとするドイツ労働戦線 (DAF) 及びその傘下にある DINTA と、生産力向上を重視する経済省及び DATSCH の間の抗争、さらにはドイツの職業教育・訓練において伝統的な「経済の自治」の、党及び政府の介入への対応など、ナチス期の職業教育・訓練が決して一枚岩の構造を持っていたのではないことに留意されなければならない。ヴォルジングは、ナチスがあらゆる分野にそのイデオロギーを浸透させようとする、いわゆる「全体性要求」(Totalitätsanspruch) が職業教育・訓練の分野でどの程度実現されたのかを、ナチス期職業教育・訓練の評価の重要な判断基準としている。

そして最後に3は、言うまでもなく戦後の伝統的な職業—経済教育学(者)への批判が込められた問題設定である。以上のヴォルジングの問題設定は同時に、そのままナチス期職業教育・訓練の分析の優れた視座となっている。

以下、基本的にこのヴォルジングの問題設定をふまえ、かつ工業徒弟制の完成という視点から、ナチス期の職業教育・訓練の内容を見ていこう。

2. 工業徒弟制の整備

後に示すように、ナチス政権下で工業における訓練制度は、量的にも質的にも飛躍的に充実された。筆者はかつて、工場学校 (Werksschule) の発展を中心に、20年代までの工業徒弟制の発展を4段階に区分した。⁵⁾ 即ち、1889年までの第1期、1890年から1908年までの第2期、1909年から1924年までの第3期、そして1925年以降の第4期である。そのメルクマールは、ドイツ技術学校委員会 (Deutscher Ausschluß für technisches Schulwesen — DASTCH 1908年) 及びドイツ技術労働訓練研究所 (Deutsches Institut für technische Arbeitsschulung — DINTA 1925年) の設立である。

問題となるのは、この第4期とナチス期の関係である。筆者はこの第4期の特徴を、DINTAの指導による、技術教育の面での理論教授と実践訓練の組織的結合による水準の向上と、労務管理的側面の強化とした。⁷⁾ 「1」で述べた職業教育・訓練の2つの側面という視点から見ると、これはクォリフィケーションのレベルアップと、資本による青少年の社会化の包摂と言い換えられる。ナチス期においては、社会化の側面においてワイマール期と異なる状況が生じると思われるが、この二つの時期に連続性を見ることはできないであろうか。第4期、即ちワイマール期後半から1945年までは大局的にみて一まとまりのものとして捉えることが可能ではなかろうか。

事実、こうした見方は早くは、アーベル (Abel, H) が戦前の職業教育・訓練の発展を、1. 帝政

期における基礎づけ、2. ワイマール共和国における枠組の形成、3. 第三帝国における計画の完成と定式化して、ワイマール期とナチス期を連続して捉える見方⁸⁾に示されている。また、キップもこの見解を踏襲した上で、その「完成」の中身を、「工業の発展の論理に従う、統一化と体系化、並びに訓練制度の拡充と集中化の傾向」と「熟練労働者のクォリフィケーションと並行して現れる、社会統合の強化と制度化の傾向、特にナチス的に作り直された服従を求める社会化」⁹⁾の2点にまとめている。さらに、ヴォルジングも「1933年以前に長期間にわたって、工業の職業訓練の成功に必要な全ての客観的な前提は整っていた」¹⁰⁾とし、ナチス期を「すでに1933年以前にあった独自の工業徒弟制」が十分に機能することが可能となった時代と考えている。¹⁰⁾

また、最も新しい研究では、グライネルトが、二元体系の発展区分の中の第2段階として、1920年から70年を、工業類型の徒弟訓練と職業学校というスタイルの完成過程として、一まとまりのものとしてくくっている。¹¹⁾

それでは、この1933年以前から連続して発展する工業徒弟制の内容とは何であるか、以下、まずクォリフィケーションの側面から見ていこう。

1) 試験制度の整備

周知のようにドイツにおける熟練労働者とは、本来通常3年ないし4年の徒弟期間を経た後、営業条例(Gewerbeordnung)に規定された職人試験(Gesellenprüfung)に合格したものを意味していた。しかし、営業条例は、手工業徒弟に対する特別規定においてのみ職人試験を規定していたので、工業徒弟の受験には様々な困難が伴った。この試験に合格することは、公的な熟練資格を持つことと同時に、将来の独立開業や徒弟を養成する資格を持つことを意味する。今世紀初頭から、除々に独自の形態を取り始めていた工業徒弟制で養成される工業熟練労働者は、専門労働者(Facharbeiter)と呼ばれるようになるが、彼等がこの資格を持ってないという状況は、工業徒弟制の発展にとって大きな桎梏となっていた。

この隘路を打破するために、1906~08年頃から工業界は積極的に工業徒弟の修了試験の公法による認知、言い換えれば専門労働者試験の職人試験との同等化を求めて運動を始める。その結果、あくまで手工業徒弟制の特権を擁護しようとする手工業界と工業界の間で紛争が生じた。この間の経緯については拙稿¹²⁾を参照されたいが、20年代末に共同で試験を実施するという形で妥協が成立する。しかし、この方式は実際には普及せず、最終的見解は持ち越された形になっていた。

ナチスへの政権移譲とともに、「工業の職業訓練の強化と改善の要求は再び活発になった」。¹³⁾工業界は専門労働者試験を、それまでの「いかなる法的な根拠にも基づかない、純粋に自発的な性格のもの」¹⁴⁾から、より公的なものにし、それによって工業徒弟制の「自立」と「最終的な手工業での訓練からの分離」¹⁵⁾を達成しようとした。

まず、1935年ライヒプロイセン労働相は、10月5日付けの布告で、「職人試験を伴う手工業訓練が与える知識と能力を習得していると考えられる」専門労働者には、「職人試験の証明なしに、

マイスター試験の受験が許可される」¹⁶⁾ ことを手工業会議所及び所管の官庁に命じ、工業徒弟制の法制化へ歩みだした。¹⁷⁾

次いで、38年6月15日付けのライヒプロイセン教育科学相の布告によって、職人試験と専門労働者試験の「最終的な事実上の同等性」が達成された。¹⁸⁾ これに基づいて、工業界は工業試験制度の整備に積極的に乗り出し、商工会議所が手工業会議所に依拠することなく、独自に統一的に専門労働者試験を実施する方向が取られた。その結果、試験委員会を設置する商工会議所の数は、35年の31から37年には89にまで急増し、²²⁾ 専門労働者試験の受験者も35年の2,801人から、37年の23,832人、39年の110,810人、42年の121,653人へと伸びていく。¹⁹⁾

さらに、39年からは商工会議所は、試験課題を全国的に統一することを提起し、41年には後に述べる全国商工業職業訓練研究所 (Reichsinstitut für Berufsausbildung in Handel und Gewerbe) が、機械工、旋盤工、精密機械工、電気機械工などの職種の実技試験作品の全国統一課題を設定した。²⁰⁾ また、この時期に制度化が図られた半熟練工のための修了試験も構想された。²¹⁾

工業試験制度の法認は、他面から見ると長年にわたる職業教育・訓練における手工業の優位性の終焉とも捉えうる。この手工業徒弟制の後退と、工業徒弟制の前面化こそが、ナチス期の職業教育・訓練の特徴の一つである。

2) 教習作業場の整備

クオリフィケーションの過程を生産過程から切り離し、系統的訓練を可能にするための方策としての教習作業場の思想は、19世紀後半からすでに存在し、また国有鉄道を中心に実際にも一部では制度化されていた。しかしこれが、工業徒弟制の発達の中で本格的に取り上げられるのは、ワイマール期になってからである。とりわけ、DINTA が影響力を持つ20年代後半以降である。DINTA は当初より、その目的の一つに教習作業場の充実を掲げていた。DINTA の基本方針は、職業教育・訓練が常に「専門的＝職業的な側面」と「精神的な側面」を同時にあわせ持つようにすることであった。²²⁾ 即ち、クオリフィケーションと社会化の統一ということである。DINTA は、工場学校、教習作業場、そして余暇の青少年活動という「三位一体による訓練」²²⁾ によって工業徒弟を完全に経営の管理下におき、彼等の職業教育・訓練から労働組合を切り離れた。²³⁾ これによってDINTA は、「資本の新しい洗練された方法」「新しい弾力的な分化した経営政策の戦略」²⁴⁾ として、「労働者の魂をめぐる闘争」²⁵⁾ における勝利、「労働者問題の解決」²⁶⁾ を一挙に図ろうとしたのである。それゆえ、DINTA の教習作業場は、もはや単に当初のクオリフィケーションの施設ではなく、社会化の施設という性格が非常に色濃く出たものであった。

工業経営の設置する教習作業場は、1926年に67であったが、その後、DINTA は2年間で71の教習作業場を設け、²⁷⁾ ナチス移行時の33年には教習作業場は167にまで増加していた。²⁸⁾ その後、DINTA がDAFに編入されると、DAFは“Die Lehrwerkstätte”という専門雑誌を発行し教習作業場の普及に努めた。²⁹⁾

その創立時から DINTA を指導していたアルンホルト (Arnhold, K) は、ナチス期も引き続いて DINTA の代表者であった。DINTA の理論は、ほとんどアルンホルトに負っているが、教習作業場は彼の「『経営教育学』(Betriebspädagogik) の核」³⁰⁾ であった。彼は37年の論文で教習作業場の是非についての議論はすでに終わったとし、「教習作業場は今日、職業教育の考察の中心点にある」³¹⁾ と断ずる。

ヴォルジング、キップ、ゾイベルトの評価によると、³²⁾ ナチス期の教習作業場は、ナチス的な「共同体教育」とインドクトリネーションという、「訓育的—イデオロギー的な側面」³³⁾ が前面に出ていたとされる。事実、アルンホルトは「共同体的で同志的な教育は教習作業場でのみ可能である」³⁴⁾ として、教習作業場の以下の長所を列挙している。即ち、「マイスターないし指導工の指導による指導者原理の実現」と「共同体的、同志的教育」を最初に挙げ、次いで「経営に即しつつ、生産から空間的に分けられた訓練」「必要な教材の用意」「補足的な実践的、理論的教示が可能」などのクォリフィケーション面が挙げられている。³⁵⁾

36年の4ヶ年計画に示されるような、航空機工業を始めとする急速な軍需産業の拡大に伴う熟練労働者の需要は、より効率的で計画的な教習作業場での訓練を必要とした。その結果、教習作業場の数は、33年の167から37年1,550、40年3,304へ、教習作業場で訓練される徒弟は、33年の16,222人から40年には244,250人へと飛躍的な発展を見た。³⁶⁾

3) 教育・訓練基準の整備

工業徒弟制の整備にとって不可欠な課題の一つとして、工業における各種の職業のプロフィール (Berufsbild)、教育・訓練において達成すべき知識・技能の内容と水準などの教育・訓練基準の策定がある。これらの基準の決定は、1) で述べた専門労働者試験の実施に不可欠のものである。

従来、この分野ではDATSCHが実績を挙げてきた。DATSCHは、すでに1920年代半ばまでに、機械組立工、鋳型製作工、機械工など、基本的な工業熟練職種のための統一訓練プランを作成しており、その中で訓練で達成すべき知識・技能の内容を確定していた。手工業型の熟練労働者とは異なる、工業固有の熟練労働者、即ち専門労働者をはっきり想定したのは、1926年のDATSCHの専門労働者規定だといわれているが、³⁷⁾ ナチス期に入り、この傾向は一層と強まった。例えば、ゲリッケ (Gericke, W) は DATSCH の機関誌である『技術教育』(Technische Erziehung) で次のように述べてる。「技術の進歩とドイツの国民経済の必要によって手工業と並んで、工業企業が産業経済の新たな類型として成長してくるにつれて、それに最終的に明瞭な特徴を与えるためには、この新たな工業生産の形式に適した専門労働者の後継者の養成が緊急となった。未だに若干の手工業職種で養成された労働力で、絶えず増大する工業生産の要求を満たすことはそもそも不可能だ。」³⁸⁾ そして、専門労働者職種も益々多様化している状況のもとで、DATSCHは「すでに存在している職業プロフィールを、継続的に作り直すことを次の課題と考えている」³⁹⁾ と述べている。

こうして DATSCH は、ナチス期に工業類型職種の多くのプロフィールを定式化した。専門労働

者(職種)の定義に関しては、古くから様々な試みがなされてきた。早くは、1911年に DATSCH が手工業熟練職と未分化な部分を含んだ定義をして以来、手工業的な要素をかなり払拭した定義をへて、37年に最終的な定義がなされるに至った。それは次のようなものである。

「専門労働者は、4年ないし少なくとも3年の訓練期間において、計画的に工場と職業学校において、比較的広く、それ自身完結した労働領域に向けて訓練され、その結果その職業を独立して、専門的にモデルないし図面にしたがって行う者である。この訓練は、専門労働者試験で終わる。」⁴⁰⁾

この定義にしたがって、各専門労働職種の訓練基準が作成され、その数は44年までに313に上った。⁴¹⁾ これらは、専門労働者試験の内容を構成し、その意味で統一的、拘束的基準として機能した。33年以前の訓練基準は、法的な基礎を持たず、私的な性格のものであったが、ナチス期には専門労働者試験の法制化に伴い大きな意味を持つようになった。⁴²⁾

4) 半熟練職種の制度化

工業の機械化、特に工作機械の進歩によって、工業独特の職業類型として半熟練職種(Anlernberuf)及び半熟練工(Angelernt)が増加してきた。この傾向は、特に男子熟練労働者の不足が著しく、女子労働者を大量に採用した第1次大戦中に強まり、ワイマール期を通じてさらに進展した。ナチス期初期には、女子労働者の比重の大きい衣料、繊維工業などでは、その比率は50~80%まで達し、金属工業でも30~40%を占めていた。⁴³⁾

従来、半熟練職種は何ら制度的な枠組もなく、従ってその養成についても定式化されたものはなかった。ナチス期に入り、体系的な半熟練工養成制度の整備が始められた理由は2つ考えられる。1つは半熟練職工への需要が一層高まったこと、もう1つはナチスが「不熟練工の克服」を掲げたことである。⁴⁴⁾

DATSCH は、3)で述べた専門労働者の定義と並行して、半熟練工の養成についての指針を策定している。38年に出された「特別労働者職種(半熟練労働)と、14~18歳の青少年の計画的訓練のための半熟練職種の確定のためのガイドライン」によると、半熟練工は次のように定義されている。「特別労働者とは、青少年にして1~2年の訓練期間において、計画的に作業場と職業学校において、完結した特別労働者の領域に向けて訓練され、その結果、その職業の作業を独力で、且つ専門的にモデル、製図あるいは準則に従って実行し得る者、あるいは長年の企業での活動において相応の技能と知識を、慣れによって獲得した者である。」⁴⁵⁾

DATSCH は、これに基づいて255の半熟練職種の訓練基準を作成した。⁴⁶⁾ また、半熟練職種に対しても修了試験を設けたが、該当者の多くが女子であったためこれは浸透しなかった。⁴⁷⁾

5) 訓練契約の整備

徒弟制度の近代化にとって、訓練契約(Lehrvertrag)の整備は重要なメルクマールとなっていた。手工業におけるそれは、すでに19世紀半ばから常に大きな論争点の一つであった。法的な根拠をもつ

た訓練契約の締結、その重要部分をなす訓練内容の明確化とそのため訓練基準の存在、そしてそれに基づく訓練修了後の試験、さらに合格者に対する公的な資格の賦与という、一連の流れの完結をもって近代的徒弟制度が構成されるとすれば、工業徒弟制にとっても訓練契約を統一的、拘束的に規制することは不可欠の作業であった。営業条例に法的な根拠を持つ手工業の訓練契約に対して、工業のそれは完全な意味では法的な根拠を持たなかった。

こうした事態を改善すべく、35年にはライヒ経済会議所、DAF、ヒトラークレーン、DATSCHが訓練契約のモデルを作った。これは、強制されはしなかったが、強い圧力で工業を中心にかなり普及した。⁴⁸⁾ これには工業徒弟制の独立に警戒心を持つ手工業から抵抗があったが、⁴⁹⁾ 42年にはライヒ経済相の布告によって全国統一の訓練契約モデルが強制された。⁵⁰⁾ このモデルは、工業界とDATSCHによって作成された職業プロフィールに基づいており、⁵⁰⁾ ここでも手工業徒弟制に対する工業徒弟制の優位が示された。

3. ナチスイデオロギーと職業教育・訓練

1で述べたヴォルジングの設定した第一の問題である、ナチスは「独自のナチスに典型的な訓練制度を作ったのか」に答えるためには、職業教育・訓練の分野におけるナチスの職業教育・訓練論を検討しなければならない。

1) ワイマール期の職業教育・訓練論

ナチス期をリードした職業教育・訓練論は、その本質的な部分においては、実際にはワイマール期にすでに存在していたものの継続にすぎない。具体的には、20年代のドゥンクマン (Dunkmann, K)、アルンホルト、フェルト (Feld, F) などの論説が、33年以降、力点の置き方が変えられたり、ナチスに特有な語彙で粉飾されたものと考えられる。

ナチス期に強調された、職業 (ベーフ)、共同体、職業訓育 (Berufserziehung) などのキーワードは、すでに彼等がワイマール期から駆使していた。ちょうど1870年代に、手工業徒弟制の危機の時代に叫ばれたのと同じように、ワイマール期の政治的な混乱の中で、保守的なグループは「工業によって『破壊された、社会的な身分的生活の領域』を共同体と結び付いた職業思想の構築によって癒そうとし、職業を再び『真の』、そして『教育的に価値のある』職業へとしようとした。⁵¹⁾

彼らの議論の基礎には共通した図式がある。即ち、一方に労働 (Arbeit) とゲゼルシャフト、他方に職業とゲマインシャフトを据え、後者の「全体性」による前者の克服を唱えるというものである。例えば、ドゥンクマンは、労働と職業の違いを次のように説明する。「職業の概念には、労働の概念の中にあるものよりも、無限に多くのものが含まれている。われわれは、職業という言葉で、内的な同意をもって引き受けられた、そして日々おこなわれる仕事を理解する。われわれは、こうした仕事に愛着をもっており、委託されたものあるいはまさに『召命』されたものであることを知っ

ている。」⁵²⁾そして、この職業は、ゲマインシャフトにおいてのみ機能し、ゲゼルシャフトでは生じないとする。⁵³⁾「ゲマインシャフトから生じ、そしてゲマインシャフトのために—これが職業のモットーだ」という。⁵⁴⁾ドゥンクマンの次のような言説には、彼等の意図するところが見事に表明されている。即ち、「この消滅し、沈下した宝（ゲマインシャフト、家族、部族—民族文化（Stamms-und Volkskultur））を再度ひきあげることに成功し、現代の分業という経済システムの中に、職業思想を再び名誉ある地位に据え、職業の危機を克服する」⁵⁵⁾という宣言である。シュトゥッツが「有機体主義的な社会的概念への固執」⁵⁶⁾と名付けた、彼等の共同体及び職業の把握が、ナチスのイデオロギーと直結することは容易に理解できよう。

2) アルンホルトの職業教育・訓練論

ナチス期の職業教育・訓練の理論的な中心人物はアルンホルトであった。すでに述べたように、彼は1925年にDINTAの所長となり、その後35年にDINTAが職業教育・経営指導局（Amt für Berufserziehung und Betriebsführung）としてDAFに併合されて以降も、局長としてナチスの職業教育・訓練の第一人者として活躍した。

彼の経営教育学は、3つの要素から成り立っている。⁵⁷⁾専門的訓練と性格の訓育、そしてスポーツによる鍛練である。後の2つを重視したこと、及び専門訓練をこれらと結び付けたことが、従来にないアルンホルトの理論の特徴である。ナチス期における職業訓育の重視は、ここにその一つの根拠がある。ヴォルジンの分析によれば、アルンホルトの議論は指導者思想、教育の機能性への注目、共同体イデオロギーなどの点でナチスのイデオロギーと基本的に一致しており、33年以後も変わっていない。しかし、ナチス期には訓育面が前面に出てくるようになるという。⁵⁸⁾職業訓育を重視する理由を彼は、「労働は知識と能力の伝達に尽きるのではなく、精神の上で（seelisch）自己の能力と知識を、民族と国家に役立てる用意のある労働人を作り上げるため」だと説明している。⁵⁹⁾

この性格の訓育とスポーツによる鍛練は、彼の属したDAFによって強力に進められ、少なくとも大きな経営においては、「経営での訓練の確固たる要素となった」。⁶⁰⁾DINTAによって進められた工場共同体（Werkgemeinschaft）という概念は、ナチス期には民族共同体へと言い換えられた。⁶¹⁾DAFは、DINTAを吸収することによって職業教育・訓練の分野にも勢力を伸ばそうとした。DAFはこの分野での力点を「共同体への教育」（Erziehung zur Gemeinschaft）に置き、それを次のように説明する。「『共同体としての経営』は、経済効率の改善の前提でもある。アメリカの合理化は、経営を単に個々の機能の総計と見なしている。ドイツの経営—経済指導は全一体としての経営から出発しなければならない」⁶²⁾つまり、ドイツの経済の合理化は、単なる機能的な側面に留まることなく、そこに「精神性」が同時に含まれていなければならないという。アルンホルトはこれを、「訓育と訓練の不可欠の統一」⁶³⁾という。この部分こそ、DINTAが担うべき主要な役割であり、アルンホルトが理論的に主要な役割を果たす余地があった。

工場共同体にせよ、民族共同体にせよ、あるいは「共同体としての経営」にせよ、これらは「共

団体意識によって、近代の労働世界の疎外現象に対する免疫を若い人々に与えようとする努力⁶⁴⁾という本質においては何ら違いはない。

3) フェルトの職業教育・訓練論

アルンホルトほど実際の職業教育・訓練に直接に影響を及ぼしたわけではないが、アカデミズムと戦後の職業—経済教育学との関係において、無視できない人物としてフェルト (Feld, F) がいる。彼は、職業—経済教育学の第一世代の中心人物であり、1930年にベルリン商科大学にはじめて職業—経済教育学のポストが置かれたときの教授であった。彼は、20年代にシュプランガーの文化教育学に依拠しつつ、経済、職業などの概念を文化概念として捉え直すことを通して、一般教育学の中での特殊学科として職業—経済教育学を確立しようと努めた。彼は、職業—経済教育学を「文化哲学を基礎とする教育科学の一学科である⁶⁵⁾」と定義する。

ヴォルジングによれば、フェルトがナチス期においてもそのまま適応していったのは、「彼の元々の職業—経済教育学の現実離れ⁶⁶⁾」に由来するという。経済概念を「精神哲学的」な要素に限り、労使の対立などの「社会的な次元」を無視する⁶⁷⁾ 精神科学的職業—経済教育学は、結果的にナチスへの無批判に至ったとする。⁶⁸⁾ むしろ、フェルトの理論は20年代には現実の職業教育・訓練にはさしたる影響力を持たなかったのに対し、「ナチスが権力を握った後は、フェルトの理論の実現が一見可能のように見えた。」⁶⁹⁾ その中で、フェルトは積極的にナチズムに適応していき、その経済概念も当初の文化哲学的な色彩を薄めていき、「民族的経済」などのような政治的性格のものへと変えていくようになった。⁷⁰⁾

しかし、その本質はワイマール期から一貫したものと見なしうる。彼の理論の中心概念も、やはり職業と共同体である。1) で見たような分業と機械化の進展、さらには階級対立のたかまりに対する不安を背景とした全体性と親密性への憧憬という、ステレオタイプな図式の中で、理念型として美化された形で職業と共同体が対置される。例えば彼は職業について次のように述べる。「失われてしまった職業の理念が再び覚醒されねばならない。それが大人の中では、もはや不可能である場合は、少なくとも一中略—青少年のもとで職業身分を新たな精神的内実で満たすあらゆる試みがなされねばならない。」⁷¹⁾ さらに、彼は職業こそが共同体の内部の一つの重要な機能であり、両者には「内的で有機的な関係がある」と考えている。⁷²⁾ そして、現代の無機的な経済と共同体を結ぶものが職業だと考える。⁷²⁾ それゆえ、ここでは職業は「社会倫理的な特徴」をおび、「倫理的な内実」を持つものとされ、⁷³⁾ これが職業の持つ訓育的意味として強調されることとなる。

そして、この職業と共同体がとりわけドイツ的なものとして、民族主義的に称揚されだすナチス期において、フェルトの理論がなんら修正を必要とされなかったことは、もはや説明を要しないであろう。

以上ナチス期の職業教育・訓練分野の代表的な論説を見てきたが、本節冒頭で述べたように、と

りわけナチス固有の職業教育・訓練理論というものは生じなかったといえる。ヴォルジングも、この分野では「根本的なイデオロギー上の対決は起こらなかった」と見ている。ナチス幹部は職業教育・訓練の問題には、「何か特別の機会に、具体的な個別問題にかかわって触れたに過ぎなかった」とし、その結果、職業教育・訓練全般にわたる統一的で全体的なナチス的な理論は生じなかったとする。あるのはただ、「職業に政治的な機能を与え、それを内容上、『労働』、『訓育』、『共同体』という概念のまわりにまとめた、個々ばらばらな発言の充満」であったと結論付けている。⁷⁴⁾

これにはナチス期の職業教育・訓練全体を貫く根本問題が係わっている。即ち、「専門的なアスペクト」⁷⁵⁾・職業訓練と「世界観的訓育」⁷⁵⁾・職業訓育、換言すればクォリフィケーションと社会化(ナチス期にはインドクトリネーション)のどちらが優位を占めるのかという問題である。ナチス期の職業教育・訓練のキーワードは業績(Leistung)と共同体である。⁷⁶⁾これらは各々に対応している。勿論、専門的な訓練の諸要素は用語の上で「情緒化」(Emotionalisierung)ないしイデオロギー化されるように努力された。アルンホルトが素材としての鉄に特別な教育的意義を込めたり、労働が「共同体のための闘争と奉仕」と言い換えられたりしたが、最終的には「職業訓練の専門的なアスペクトが、世界観的訓育よりも優位を占めた」。⁷⁷⁾ここにはナチスに特有のプラグマティズムに由来する「イデオロギー上の支離滅裂」⁷⁸⁾が露呈している。

ここに述べた「専門的なアスペクト」か「インドクトリネーション」かという問題は、単に理念上の争いに留まらず、実は、ナチス期職業教育・訓練の政策上、行政上の重大な争点となっており、歴史的にはこのほうが重要である。次にこの点を見てみよう。

4. 職業教育・訓練の主導権を巡る争い

すでに多くの研究が明らかにしているように、ナチスの権力構造は決して一枚岩ではなかった。党と行政機関、財界、軍部の間、あるいは党の内部において多くの権力闘争があった。職業教育・訓練の分野では党を代表するDAF・DINTA対、経営者を代弁する経済省とDASTCHという図式が描かれる。この2つの陣営が職業教育・訓練の管轄や政策を巡って争うが、その争いは大きく言えば前者のインドクトリネーション重視対、後者のクォリフィケーション優先という対立である。この抗争の経過を明らかにすることは、同時に1で述べたナチス期の職業教育・訓練の重要な特質の解明と直結している。

1) DAF・DINTAの要求

1933年5月にドイツ労働組合総同盟(ADGB)が壊滅させられて以降、労働者の「利益」を代表する機関として、ドイツ労働戦線(総裁ライ Ley, R.)が設けられた。同年7月ライの「DINTAのDAFへの編入に関する命令」⁷⁹⁾によってDINTAはDAFの一部となった。DINTAという略称は変わらないが、正式名称は、Deutsches Institut für Nationalsozialistische Technische Arbeitsforschung

und —schulung に変わった。その特別任務は「労働者と職員を、『経営共同体』の中で、ナチスの世界観へと再教育すること」である。⁸⁰⁾ 同時に DAF は、この命令の第10項で「工業と手工業の全ての後継者が、ナチスの精神で、計画的な経営での労働訓練と訓育を受けることが決定的に重要である。DINTA は、その訓練方法の全般的導入に必要なあらゆる方策を取ることを委ねられる」⁸¹⁾ と規定し、職業教育・訓練の組織と管轄に対する独占的な権限を申し立て、DINTA をこの領域での政策立案機関にしようとした。⁸²⁾ 具体的には、DINTA の課題として、経営の指導者の訓練、教習作業場の拡充、職業相談、学校卒業者への事前訓練、再訓練・継続訓練コースシステムの拡充、成人教育、全国職業競争が挙げられ、職業教育・訓練全体をカバーするものとされた。⁸³⁾ その後、35年には DINTA は、DAF の「労働指導及び職業教育局」(Amt für Arbeitsführung und Berufserziehung) に改組される。

ライは、その支配権を職業教育・訓練へも広めようとし、従来この分野で大きな権限をもっていた経営者と衝突した。ライ及びアルンホルトの主張は、職業教育・訓練の「世界観の訓練に対する専門的訓練の優位」⁸⁴⁾ という立場からみて、「ナチス運動による青少年のイデオロギー武装には、狭い余地しか残されていない」⁸⁴⁾ という批判にあった。今こそ、この青少年のイデオロギー武装に重点を置くことが必要だと主張する。これを、ベツォルトは「訓練制度の(ナチスの)政治化」と名付けている。⁸⁵⁾ 36年9月の DAF のある命令の解説は、「DAF には職業教育・訓練を自ら行うという課題が与えられている。この職業教育・訓練は、全体性思想(Totalitätsdenken)に応じて、一中略—専門的な訓練とならんで、職業従事者の世界観的、性格的な完成が考えられている」⁸⁶⁾ と述べ、DAF の主張を示している。

これを実現すべく、ナチス体制の初期には、DAF はしばしば「ラジカルな」⁸⁷⁾ 要求を行う。例えば、DAF は全ての青少年は職業教育・訓練への権利をもっているとか、全ての経営者は訓練の義務を果たさねばならないとか、徒弟を安価な労働力としては使ってはならないというような、「革新的」で「エセ平等主義的な」⁸⁸⁾ 主張がなされた。具体的には、DAF は職業学校を経営職業学校(Betriebsberufsschule) に改変して自らの支配下におこうとしたり、⁸⁹⁾ DAF の行う全国職業競争をもって訓練修了試験に代替しようとした。⁹⁰⁾ これらの主張はいずれも、従来の「経営者の最も重要な権力領域を脅かす」⁹¹⁾ ことになるが、DAF は「経済の自治機関」を「古いシステムの遺物」とまで述べて、⁹²⁾ 自己の勢力圏を広げようとした。

2) 経済省、経営者、DATSCH の対応

DAF の要求に対する経営者の基本的なスタンスは、「労働者へのイデオロギー的な働きかけをこえる、DAF のすべての方策に対する断固たる拒否」⁹³⁾ であり、職業教育・訓練に対する「独占的な所轄権」(Alleinzuständigkeit) の死守であった。特にナチス政権初期の DAF の「ラジカルな」要求は、経営者に危機感を募らせた。「専門的で経営に可能な職業訓練を擁護し、訓育的な要素は、それが経済的な訓練の成功につながる限りで考慮する」⁹⁴⁾ 経営者は、DAF の全体性要求に警戒心を抱くよ

うになる。

経済省は全体として、資本主義経済体制を尊重し、ナチスの利害と反する部分のみを個別的に修正する方針を取っていたが、職業教育・訓練に関しては、従来通り経営者に自由な裁量の余地を保障した。この結果、経営者の大部分はDAFに距離を保ち、経済省を信用した。⁹⁵⁾ 従来通り、「経済の自治」による職業教育・訓練の路線を継承しようとする経済省とDAFの間には、あらゆる面で軋轢が生じた。DAFがDINTAを併合して、職業教育・訓練分野での発言権を強めようとしたのに対抗して、経済省はDASTCHを傘下に入れる。

DASTCHは、29年の世界恐慌以来の財政難を乗り切るために、31年に社団法人化し、32年には職業訓練のためのテキストや教材の作成・普及部門を切り離し、DASTCH教材サービス有限会社を設立した。⁹⁶⁾ 35年にはこの会社を解散し、教材サービスの業務はいくつかの出版社に移した。ナチス期以降もDASTCHは職業学校問題、専門労働者の養成と継続教育、専門学校制度、大学問題、職業指導、労働奉仕、一般教育の7つの専門グループを設けて活動していたが、⁹⁷⁾ 35年経済省の「専門労働者養成及び技術学校制度に関するあらゆる問題の相談・教育機関」となった。DASTCHは、21年から国家から補助金を得ていたものの、基本的には発足以来経済界の独立した自主的機関であった。しかし、これ以降DASTCHと政府の関係はより密接なものとなった。ヴォルジングは、この時期のDASTCHを「経済と国の協同の典型例」と見做している。⁹⁸⁾ その後、39年経済相はDASTCHを全国商工業職業訓練研究所(Reichsinstitut für Berufsausbildung in Handel und Gewerbe)と改称し、その活動範囲を、工業から手工業、商業、金融にまで広げる布告を発しその権限を一層強めていく。

経営者、経済省は、このようにDASTCHの活動の強化をてこにし、DAFのインドクトリネーションを突破口とした全体性要求に対抗して、職業教育・訓練の専門的・実務的部分を押さえることによって、実質上の支配を確立しようとした。

3) 抗争の経過

両者の対立は、ナチス政権成立直後の33年から35年の初期が最も激しかった。これはナチスは初期段階には、自らの権力の安定化に力を集中せざるをえず、方針を明確に打ち出せなかったからである。⁹⁹⁾ この間、既述の様に「ナチスのもっとも権力欲旺盛な高級幹部」¹⁰⁰⁾ たるライが「妥協することなく経営者の最も重要な権力領域を脅かし」、¹⁰¹⁾ 混乱は一気に高まった。

34年4月の会議において専門労働者の不足の深刻化を認識した工業界は、工業徒弟制の整備を急ぐ。¹⁰²⁾ その際、DAFの介入は何としても避けたかった。そこで、経済相シャハトが事態の打開に乗り出し、35年3月DAFと経済省の間でライプツィヒ協定とよばれる、相互の権限についての調整が行われた。¹⁰³⁾ シャハトの申し出は「DAFには労働者の業績向上意欲の強化のための世界観—政治的教育を委ね、経営者は専門的なクォリフィケーションに配慮する」¹⁰⁴⁾ という、いわば分業による妥協の提案であった。しかし、ライはこれに満足せず新たに命令を出し、相変わらずDAFの

職業教育・訓練に対する全般的権限を主張した。

すでに述べたように、シャハトは35年9月にDASTCHを経済省の諮問機関とすることによって、アルンホルトのDAF職業教育・経営指導局の無力化を図る。これによって、DASTCHは「職業訓練の秩序において決定的な地位を占めた。」¹⁰⁵⁾ シャハトは、「職業教育・経営指導局の努力は、この領域で全体的な支配権限を要求しているが、断固として拒否しなければならない」¹⁰⁶⁾と極めて強い調子で反撃し、その解消すら要求した。¹⁰⁷⁾

この対立は、36年10月に出された4ヶ年計画で一段と激化する。4ヶ年計画の実施のためにゲーリンクによって出された「専門労働後継者の確保に関する4ヶ年計画施行令」は、はじめての政府による本格的な職業教育・訓練政策であった。これは、「4ヶ年計画の実施のための最も重要な課題の一つは専門労働者の後継者の確保である。これは特に、鉄＝金属産業並びに建設業に妥当する。この課題の意義に照らして、当該の公私の全ての経営は後継者の養成に参加する義務を持つ」¹⁰⁸⁾とし、10人以上の鉄工業、金属工業、建設業の経営に対し、専門労働者に対する一定比率の徒弟の養成を義務付け、それに応じられない経営には相当の賦課金を徴収するとした。これに該当する経営は、鉄・金属工業で、11,200企業、建設業で12,600企業に達した。¹⁰⁹⁾ これは、「一連の国家による職業訓練への直接的介入のはじめ」¹¹⁰⁾とされるが、実際には専門労働者の概念が一定していないなど、厳密に実施されることなく、専ら徒弟養成の必要性に対する心理的效果を狙ったものとされている。¹¹⁰⁾ しかし、来るべき戦争に備えて早急に軍事経済化を達成する必要上、職業教育・訓練分野での二重権力の状況は打破されねばならなかった。

4ヶ年計画の達成のためには、工業界の支持が不可欠だという背景のもとで、形勢は徐々に経済省に有利に進んでいく。これまでDAFはDASTCHの教材や訓練基準の使用に対して妨害してきたが、¹¹¹⁾ 36年10月シャハトは「経営での訓練においては、DASTCHの教材のみを用いるように」という命令を出し、「教材の独占という手段で、DAFを教習作業場から追い出そうとした。」¹¹²⁾ さらに、37年4月手工業会議所と商工会議所の間で協定が結ばれ、以後全ての経営に統一のモデル徒弟契約が義務付けられ、訓練の期間と内容も定められた訓練基準にしたがって行うことが規定され、経営での職業訓練の場からDAFの影響力は締め出された。ここに及んで、シャハトはDAFに対する決定的な勝利を収めた。軍備の遅れを懸念したヒトラー自身も、37年4月経済相に速やかに専門的な職業訓練の規制に関する法案を用意する様に命じた。¹¹³⁾ すでに述べたように、39年経済相はDASTCHを全国商工業職業訓練研究所とし、それまでの諮問機関から実施機関へとその性格を変え、¹¹⁴⁾ 実質的に職業訓練の中心的な国家機関となった。その所長には、これまでDINTAと結び付きが深かった重工業出身のテングエルマン(Tengelmann, W.)がなり、これは「重工業のDAF離れの象徴」と見られた。¹¹⁵⁾ 39年2月にはシャハトの後任のフングが、「職業訓練に対する経営者の所管についての『様々に生じる誤り』を、最終的に粉碎する」¹¹⁶⁾ 省令を発し、DAFとの争いに最終的に決着を付けた。

その後、経済省の主導のもとでDAFとの妥協が図られた。40年7月全国経済会議所とDAFは協

同で新たな研究所を作ることに合意した。その協定では、「経済の職業訓練の活動の指導と調整に唯一責任を持つ国家指導機関、即ち経済省」¹¹⁷⁾ という文言が含まれており、その長も経済相の任命する経済界代表とされた。この協定に基づいて、41年5月全国商工業職業訓練研究所は、DAFとの合同機関となった。アルンホルトも DAF から退き、¹¹⁸⁾ ここに長年の対立は終止符を打った。

5. 職業教育・訓練の統制

職業教育・訓練の管轄を巡る主導権争いはあったものの、画一的、全体的に掌握するというグライヒシャルトゥング (Gleichschaltung) の基本思想は、職業教育・訓練の分野にも適用された。帝政期及びワイマール期を通じて極めて複雑多岐にわたっていた職業教育・訓練の制度は、統制のために整理された。2で述べた工業徒弟制の整備もその一つであるが、ここでは二元体系のもう一つの要素たる職業学校と、職業訓練法及び手工業徒弟制について見る。

1) 職業学校制度の整備

ワイマール憲法145条は、18歳までの職業学校就学義務を定めたが、ワイマール期を通じて状況は改善されず、プロイセンに限ってみれば26年で就学率は54%、¹¹⁹⁾ 30年代初めでも約25%は不就学であった。¹²⁰⁾ 特に世界恐慌以降の財政難の結果、ナチス期の初めには「公立職業学校制度は荒れ果てた状態にあった」。¹²¹⁾

ナチスはまず、「経済の自治」が及ばない職業学校を直接的なイデオロギー介入の場として掌握しようとする。¹²²⁾ その公民教育の内容をヒトラーの『わが闘争』に基づいて、「血と土の民族的共同体に義務を負う、身体、魂、そして精神の全体的な教育」¹²³⁾ とし、公民教育を完全なインドクトリネーションに変えた。(34年1月31日の「職業学校及び専門学校における公民教育に関する(プロイセン) 経済・労働相の命令」)¹²⁴⁾ これによって、職業学校の理論教授は、それまでの「知識の伝達」による「中途半端な陶冶」¹²⁵⁾ を脱し、体験によって「共同体の感情」の場にならなければならないとされた。¹²⁶⁾

次いで教育の連邦主義を廃止し、ライヒが「学校高権の担い手」となり、州ごとに異なっていた職業学校制度の統一に着手する。そのために、37年の教育科学相の「職業学校、専門学校の全国統一名称に関する命令」¹²⁷⁾ で、個々まちまちな職業系学校を、大きく職業学校、職業専門学校、専門学校の3つのカテゴリーに整理した。これによって、伝統的な補習学校の名称は消滅した。ここでは、職業学校は「同時に、(徒弟関係あるいは半熟練養成関係およびそれに類するものにある) 実践的訓練あるいは働いている若い人々、並びに仕事をしていない青少年が義務として通う学校全体。また代替学校として認められた『工場学校』、『インヌンク専門学校』等の学校全体が含まれる」¹²⁷⁾ と規定されている。

さらに、職業学校の就学義務の徹底が図られた。35年以来の出生率の低下から予測された、将来

の専門労働者の不足の懸念と、インドクトリネーションの必要性から、政府は14歳から18歳の全ての青少年をその影響下に把握しようとした。改善はみられたものの、職業学校の就学率は37年でも66%に過ぎなかった。¹²⁸⁾ 38年7月、政府は「ドイツ帝国における就学義務に関する法律」を発し、全国統一に3年間の職業学校就学義務（農業は2年間）を定めた。この法律は、職業学校史上はじめて全般的な規則を法の上で実現したものであった。

さて、職業学校における教育内容の変化を見てみると、ここでも当初のインドクトリネーションから専門教育への力点の移動が認められる。これは4で述べた職業教育・訓練分野での権力争いと照応している。キュンメルは38年がその分岐点だと考えている。¹²⁹⁾ 4ヶ年計画が出されて以来、専門労働者の早急な確保が至上命令とされ、職業教育・訓練は経営での訓練を主軸にし、職業学校はあくまでそれを補完するものと位置づけられた。したがって、職業学校での教授は、経営で用いられる、DASTCHが作成した職業プロフィール、訓練教程、試験規定に即応したレアプランに基づくべきだとされた。¹³⁰⁾ 全国統一の職業学校レアプランの作成の必要性を説くバルトは、「職場での訓練の統一化と、(職業学校での一筆者)レアプランの不統一と非実践性の間の分裂を無為に傍観する」べきでないと主張する。¹³¹⁾ これを克服すべく、38年に新たな全国統一のレアプランを作成するための委員会が、DATSCH, DAF, ナチス教員連盟、経済団体などをメンバーとして設置された。¹³²⁾ その結果、40年に初めて機械工と左官のためのレアプランが施行された。その後、指物、精密機械工、旋盤工、自動車整備工のためのレアプランも作られた。

40年に職業学校の授業時間は週6時間に定められたが、戦争の激化とともに確保されなくなる。ヴォルジングはこれは戦争の結果のみではなく、もともと「理論訓練に対する国と経済の態度」によるとしている。¹³³⁾ つまり、「第三帝国のいかなる段階でも職業学校は、経営での徒弟訓練と同じ位の注意を払われたことはなかった」¹³³⁾ のだ。上述のようなレアプランの実施には職業別のクラス編成が必要であるが、そのような職業学校は半数に留まった。それゆえ、「大々的に宣伝された全国レアプランも、学校現場にはごく限られた範囲でしか実施されなかった」とキュンメルは見ている。¹³⁴⁾

以上、ナチス期の職業学校の特徴は、その制度面での体系化、内容面での「職業学校の経済への完全な依存」¹³⁵⁾ あるいは「教授上の経済の優位」¹³⁶⁾ とまとめられる。そして、「全体としては性能のよい (leistungsfähig)、時代に即した職業学校システムの基礎を発展させるのに成功した」と言えよう。¹³⁷⁾

2) 職業訓練法案

営業条例などによって、極めて複雑且つ分散的に規定されていた職業教育・訓練を、統一的に規制する職業訓練法の作成の試みは、ワイマール期に精力的に進められ、27年にはようやく法案にまでこぎつけた。しかし、29年の恐慌を直接的な契機として廃案となった。¹³⁸⁾

ナチス期に入り、再び職業訓練法の実現が目指される。いち早く要求したのは党の機関である

DAF とライヒ青少年指導社会局であった。一方、ライヒ経済省は消極的であった。一般に、職業教育・訓練を統一的に規制する法が欠如していたことが、DAF と経済省の争いを生む基盤となっていたが、職業訓練法を巡っても両者の確執があった。

DAF の動きを懸念した経済相シャハトは、37年8月職業訓練法案を提出した。¹³⁹⁾ この法案は、「政治的一世界観的訓練に対する専門的訓練の優位から出発していた。」¹⁴⁰⁾ これは、正式には「商業、工業、手工業における職業訓練に関する法律案」と呼ばれ、100条以上の包括的なものである。ヴォルジングの評価によれば、その内容は、部分的には27年法案を踏襲しているが、「本質的な点では、それをずっと越えて、はじめて徒弟養成に係わる全ての規定を一つの法律にまとめるもの」であった。¹⁴¹⁾ ここで、「本質的な点」と表現されているものについて、彼自身は説明していない。筆者の見解によると、それは本法案が、初めて工業における職業訓練を中心としてまとめられている点である。27年法案は、その本質において「手工業徒弟のための法」¹⁴²⁾ あるいは「手工業徒弟制度を工業徒弟に移入しようというもの」¹⁴³⁾ であったのに対し、37年法案は工業徒弟制を主とし、手工業徒弟制を従としている。それは、27年法案にある手工業に対する特別規定が一切設けられていないこと、職業訓練の実質的担い手である会議所が表記されている箇所では、27年法案では手工業会議所が先にあげられ、ついで商工会議所が表記されていたのに対し、37年法案ではその順序が逆転していること、(57条, 81条, 82条他)、27年法案にはなかった、半熟練工の養成に関する規定が設けられていること(15条)、教習作業場での訓練が明確に規定されていること(24条)などの点に現れている。これが、第1の特徴である。

さらに、本法案の特徴の第2は、職業訓練における主導権が経済省にあることを明確にしていることである。第5条は、「(1) 職業訓練は国の政策上の課題であり、ライヒ政府の指導に属する。(2) 経営における職業訓練に対して、経営者及びその代理者は経済相にのみ責任を負う。経営者及びその代理者は、経済相および経済相に委託された機関の指示に従う義務を負う」と定めている。¹⁴⁴⁾ また、試験の実施や徒弟の登録など、実際の職業訓練の運営については、従来通り会議所に委ねている(57条, 82条)。さらに、新たに商工業の職業訓練のためのライヒ管理委員会が、会議所、各産業グループ、DAF、ナチス教員連盟、などの代表から構成されることが規定されたが、その長は経済省から出され、上記委員の任命権も経済省にあるとしている(94, 95, 96条)。これらの条文にはいずれも、経営者と協力して、DAFの職業訓練への介入を阻止しようとする経済省の意図が示されている。

第3の特徴は、経営者との良好な関係を保ちつつも、政府の権限が強められていることである。それを端的に示すのは、84条である。これは「必要な職業後継者を確保するために、ライヒ職業紹介・職業安定局長官は、ライヒ経済相及びライヒ労働相と協力し、経営で一定の基本職種においてその経営で働いている職人(Geselle)及び、それと同等の地位にある者と適切な比率の数の徒弟を養成することを命令することができ」、「ライヒ経済相は、ライヒ労働相の了解を得て、適当数の徒弟を持たない経営に対し、特別な義務を課すことができる」としている。これは、「経済の自治」としての職業訓練という原則に一步踏み込んだ規定と見なしうる。

この法案に対し、経済界は多少の不満を残しながらも、会議所の諸特権が認められているとして賛成した。¹⁴⁵⁾ 一方、DAFはこれを拒否し、対案を出して対抗した。これは、ライが起草した「商工業における専門・職業訓練に関する法律」¹⁴⁶⁾で、わずか全9条の極めて粗雑なものである。その核心は第4条「経営における職業訓練はDAFの指導者に属する」という一点に在ったが、経済省のものとは到底比肩できず、いわばDAFの拒否宣言とでも言うべきものに過ぎなかった。その後、シャハトの経済相辞任によって、37年法案の議論は中断した。¹⁴⁷⁾

独ソ戦も始まり緊迫した状況の中で、42年ドイツ法律アカデミー (Akademie für Deutsches Recht) は、「ドイツ青少年の職業教育に関する法律案」(Entwurf eines Gesetzes über die Berufserziehung des deutschen Jugend)を出した。これは、40年以来アカデミーの青少年法委員会が検討してきたものである。ミュンヒの評価によれば、この法案は、従来の法案と「いかなる本質的な内容上の変更ももたらしていない」。¹⁴⁸⁾ 確かに、職業訓練の実務上の規制方法は37年法案をほぼ引き継いでいる。しかし、この法案はその名の示すとおり、クォリフィケーションのみでなく、インドクトリネーションをも含めて全体として青少年を把握しようとする意図が強い。DAFの行う全国職業競争や青少年訓練に対して、特に条文を起こしていること(64, 65, 66, 67条)などはその反映であり、法案の主旨説明¹⁴⁹⁾はきわめてイデオロギッシュである。しかし、戦況の逼迫は、もはやこの法案を実施する余裕を与えなかった。

3) 手工業徒弟制の統制

ライヒ手工業令 (Reichhandwerksordnung) の挫折に示されるように、ワイマール期には伝統的な中間層保護政策は実施されなかった。¹⁵⁰⁾ さらに戦後の商・工業の大規模化によって、手工業の競争力は一段と低下した。にもかかわらず、30年代初めには恐慌の結果、多くの失業者が手工業になだれこみ、手工業は徒弟制や資格制度の強化による入職制限を求めている。¹⁵¹⁾ 第1次大戦中の混乱の結果、手工業徒弟制は大きく崩れ、徒弟の職人試験修了率は、67.6%にまで低下していた。その背景には、熟練労働者と半・不熟練労働者の賃率の平準化がある。28年には、不熟練労働者と半熟練労働者の賃金は、各々熟練労働者の71.4%、98.7%に、¹⁵²⁾ 39年には不熟練労働者は79%に達していたという。¹⁵³⁾

ナチスは、こうした手工業者の要求を巧みに汲み上げた。彼等がナチス政権の成立に大きな役割を果たしたことはよく知られている。イデオロギーの上でも、手工業者が一貫して主張してきた職業身分思想は、ナチスイデオロギーと無理なく融和されえた。ナチスは政権獲得後、義務制インスツクと大資格証明制度 (マイスター資格を開業の条件とするもの) を実施し、長年の手工業者の要求に応えた。即ち、33年11月の「ドイツ手工業の暫定的構成に関する法律」(Gesetz über den vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerk) を設け、34年6月と35年1月の命令によって法制化した。これによって、「ナチスは手工業職業訓練の統一化のための前提を作った」。¹⁵⁴⁾

しかし、こうした手工業優遇政策は初期に限られ、その後のナチスは戦争経済への移行とともに、

手工業保護政策を次々と空洞化していく。早くも、37年には大資格証明制度にも例外措置が設けられる。工業経営で専門労働者訓練を受け、5年間専門労働者として働いたものには、マイスター試験義務が免除された。¹⁵⁵⁾ その結果、同年にはマイスター試験を終えて開業許可を得たもの約10,000人に対し、例外措置として開業したものは7,000人にのぼった。¹⁵⁵⁾ さらに、4ヶ年計画の達成のために、政府はできるだけ早期に熟練労働力を確保する必要に迫られた。36年11月の命令で、「つねに限られた数の徒弟と、長い訓練期間を求めてきた」手工業は、訓練期間の短縮を求められた。また、熟練労働力の不足が著しい建築業と金属産業においては、マイスターでない者にも徒弟の養成が認められた。¹⁵⁶⁾ 38年には建築業においては、徒弟として訓練されていない者に対しても職人試験の受験を認め、これによって不熟練工も最短2年で職人になれた。¹⁵⁶⁾ そして、同年ついに経済相は、全ての手工業分野で訓練期間を最大3年にまで引き下げを命じた。¹⁵⁷⁾

39年には、手工業界の反対にもかかわらず、工業徒弟制を守備範囲としていたDATSCHが、ライヒ商工業職業訓練研究所として改組されると同時にその権限を手工業にまで及ぼした。¹⁵⁸⁾ そしてついに、手工業会議所、従って手工業の自治そのものも廃止された。37年2月経済相シャハトは、手工業会議所を一般経済会議所に編入し、これによって、「手工業会議所は、工業の統制の下に入れられた」。¹⁵⁹⁾ さらに、42年には「手工業会議所は、その法的、組織的独立を失い、商工会議所と共に、いわゆる管区経済会議所に解消された」。¹⁶⁰⁾ ここに、手工業徒弟制は、「職業訓練の独占的統制を巡る戦いに最終的に敗れた」。¹⁶¹⁾ 手工業の理論家であったヴェルネットは、当時次のように述べざるを得なかった。「専門労働者の主要な、そして通常の養成の場としての手工業の、国民経済上の機能は、すでに何十年にもわたって実際的な意義をもってきたが、もはやなくなったと断言せざるを得ない」。¹⁶²⁾

また、手工業者や徒弟の徴兵や軍需産業への動員などにより、手工業徒弟制はその法的な整備とは裏腹に崩壊の危機を迎えていた。

6. ま と め

さて、以上述べてきたナチス期の職業教育・訓練の実態を、1で示した視座に即してまとめてみよう。

まず第一に、「第三帝国の権力者は、その目標実現のために、独自のナチスに典型的な訓練制度を作ったのか。あるいは、彼等は、かつての体系の内部でその計画を実現するのに成功したのか」という点からまとめる。これに対しては、ヴォルジンは、「第三帝国における徒弟訓練は、限られた範囲においてしかナチス的なメルクマールを示さなかった」¹⁶³⁾ という結論を出している。即ち、ナチス体制下での職業教育・訓練の転換は、「伝統的な枠内で行われ」¹⁶⁴⁾ ナチス期には「すでに1933年以前に長い間あった工業の職業訓練の整備の実務上の諸前提」¹⁶⁵⁾ に基づいて、工業徒弟制が実際に「機能可能な訓練体系へと形成された」¹⁶⁵⁾ に過ぎないという。あるいは、それ以前にあった

諸原理で、「ナチス支配下で体系化され統一化されただけ」とも言う。¹⁶⁶⁾ このことは、2で見た工業徒弟制の整備や、5で述べた職業学校制度、職業訓練法案の動きから、われわれも確認しよう。

ここでヴォルジングが述べている、「伝統的な枠内で」とは、全体として職業教育・訓練に国家が直接的に介入するのではなく、実際の運営管理は従来通り経済・経営に委ねるということの意味する。確かに、政府が職業訓練の実践訓練の部分に直接介入するケースがみられたが、それはあくまで部分的、例外的であったし、必ずしも有効に機能したとは言えない。むしろ、「ナチズムの徒弟訓練への直接の影響は、本質的に補完的、共同体の一業績促進的な訓育形式に限られていた」¹⁶⁷⁾ といえよう。このインドクトリネーションという「限られた範囲において」わずかにナチス的なものが見られたに過ぎない。この点ではたしかにDAFのライが「ナチス的なみがき」をかける述べたとしても、結局、「彼等は決してナチスに典型的な職業訓練を生み出せなかった」。¹⁶⁸⁾ その意味で、ナチズムの「全体性要求」は、「実際にはかなり相対化された」。¹⁶⁹⁾

とはいえ、かくも短期間のうちに「経済が何十年にもわたって逸してきたもの」¹⁷⁰⁾ が構築されたことは、ナチスという極めて権威的で強権的な政治体制の存在抜きには考えられない。勿論、これにはナチスによる、労働組合、左翼諸政党の掃討という要素が本質的に係わっていた。その上で、ナチスは、「伝統的な枠内で」経済、特に工業に対し、職業訓練の質量両面にわたる強化を「強制」した。¹⁷¹⁾ 実は、ここにこそ本質的な「ナチスのメルクマール」があるといえよう。こうした形において皮肉にも、職業教育・訓練はナチス期かつてなく世論の強い関心を集め、¹⁷²⁾ 「公的な事柄にまで高められた」。¹⁷³⁾

次に、第二の「第三帝国においては、職業訓練における専門訓練とイデオロギー教育はどのような位置を占めていたのか。特殊専門的な訓練は、世界観上の感化のためになおざりにされたのか、あるいはナチス主義者は現実の要請に従い、専門上の訓練の優位を認めねばならなかったのか」という問題に移ろう。この問いに対する答えはもはや明らかであろう。「3」及び「4」で論証した如く、ナチスはクォリフィケーションを優先した。彼等は、「技術の発展から生ずる問題を、イデオロギー的な決まり文句だけでは解決できなかった」。¹⁷⁴⁾ それゆえ、「専門に関する教授は、決してイデオロギー的な思想内容によって過重な負担を掛けられてはならなかった」。¹⁷⁵⁾

職業教育・訓練の支配権を巡る経済省・経済界とDAFの争いの経過がこのことを明瞭に示している。ナチスは、クォリフィケーションとナチス的インドクトリネーションを、「ナチスの業績原理」という概念で結び付けようとした。例えば、その一例は「3」で見たDAFのアメリカにおける合理化とナチスドイツにおけるその違いの説明に見られる。これによって、合理性が要求されるクォリフィケーションと、非合理の極致たるナチスイデオロギーを結合しようとするが、その接合の環は、なにあろうプラグマティズムであった。即ち、「ナチスにとっては、職業訓練が重要な前提、つまりそれが生産的であり、その労働成果によってナチス体制の政治目標が実現されるような熟練した専門労働後継者を生み出すという前提を満たすかぎりにおいて」関心を持ち、職業教育・訓練の管轄権や内容・形式などの問題はいつでもよかった。¹⁷⁶⁾ ここに、DAFが執拗に求めた「訓

練制度の政治化」, 「全体性要求」が挫折した真の要因がある。

そしてまさにここからナチスと政府及び経済の間に共通の利害が生ずる。DATSCHの文書に典型的に示されるように, 「そこでは, 自らは同一化しなかったとしても, 経済は外向けにはイデオロギーを受け入れたが, しかし根本ではこうしたスローガンの経済的な利点と利益を考慮していた」。¹⁷⁷⁾ つまり経済は, ナチスの「イデオロギー的語法」¹⁷⁷⁾ という「隠れ蓑」を最大限利用して, 全体として, 従来からの職業訓練について既得権を守り抜いた。その意味では, ナチス期における職業教育・訓練の整備は, 経済特に「工業経済の独力の成果であるという印象」, あるいは「職業訓練はあたかもそれ自身としては, 政治的結果とは係わっていないような印象」を与えるかもしれない。¹⁷⁸⁾ そしてここに, ナチス崩壊後も, さしたる反省もなく職業教育・訓練システムが引き継がれたという一因がある。

さらに, クオリフィケーションの優先に関連して, その重点が手工業から工業へと移ったことが重要な変化として銘記されねばならない。「2」及び「5」の3) で見たように, 職業教育・訓練の「近代化」はこの時期急速に進んだ。その直接の原因は, いうまでもなく軍需経済の要求であった。ワイマール期に徐々に形成されつつあった, 工業徒弟制の体系化と法的な整備は労働組合なきあと極めて短期間に成し遂げられた。キップの言うように, この意味で1933年は「ドイツの職業教育史において, 一つの区切りを成し, それは何よりも, 工業の専門労働者養成にとって新しい展開の時期を開いた」¹⁷⁹⁾ のであった。

最後に第三の, 職業教育・訓練関係者はナチスに対しどのような態度を取ったのかという問題であるが, この問いへの直接の回答は言うまでもない。彼等は積極的にナチスに協力した。伝統的な「アンチリベラルと事大主義 (obrigkeitshörig)」¹⁸⁰⁾ に浸っていた職業教育関係者にとって, ナチスへの移行には何ら抵抗感がなかった。しかし, より重要なのは, この問題意識を通して, ナチス期と戦後ドイツの連続性の問題を考えることである。

この連続性は, 制度と理論の両面にわたって確認できる。制度面については, 工業徒弟制の発展という点からすでに明らかにされた。但し, 戦後直後西ドイツにおいて, ナチス時代の「反工業的職業教育政策の傾向」への反発から, 伝統的な手工業徒弟制の一時的復権があったこと¹⁸¹⁾ は, 興味ある現象である。しかし, 全体として, グライネルトのいうように, 「未だ非統一的な訓練セクターに, より近代的で明確な構造を与えようという試み」という点では, 政治的時期区分を越えて, ワイマール時代からナチス期を経て, 戦後西ドイツまで一まとまりのものと考えられる。¹⁸²⁾

そして, 理論的な面においては, 「はじめに」でも見たように, 戦後の職業—経済教育学の理論的指導者のほとんどが, ナチス時代にその理論的基礎を形成し, その根幹において戦後も本質的な変化を経ずに, 理論活動を行い, 実践に大きな影響を及ぼしていたという事実がある。「60年代後期に至るまで, ケルシュンシュタイナー, シュプランガーの職業イデオロギー, そしてアルンホルトのDINTAイデオロギーに影響された教育観が経営と学校において標準的であった」。¹⁸³⁾ アブラハム, シュリーパー, マグデブルク, ウルプシャットなどの「職業教育学の長老」や, その学派の

中心概念は依然として「共同体」であった。¹⁸⁴⁾ この「共同体」概念の問題性を鋭くついたのが70年代初期の批判的職業—経済教育学であったことはすでに述べた。この学派に属する職業—経済教育学の第2世代が、旺盛な理論活動により「ナチス特殊論」の欺瞞性を暴露し、ナチス期と戦後の理論的連続性・親近性を証明した。ナチス期の職業教育・訓練史研究はこうした文脈の中で行われたのであり、それは、「単に過去の職業教育の姿についての報告としてではなく」、現在の職業教育・訓練を巡る対立の根源を明らかにする作業でもあったのである。¹⁸⁵⁾

註

- 1) Kipp, M.: Berufspädagogische Historiographie auf dem Prüfstand. Eine Auseinandersetzung mit fünf Neuerscheinungen zur Geschichte der Berufserziehung in Deutschland 1918–1945. (in: Zeitschrift für Pädagogik. 4/84) 1984. S. 577.
- 2) Wolsing, Th.: Untersuchung zur Berufsausbildung im Dritten Reich. Düsseldorf 1977, S. VI.
- 3) Seubert, R.: Otto Monsheimer-Eine politischer Pädagoge im Spannungsfeld von drei Generationen Berufsschularbeit (1897–1985) (in: Lisop, I.B./Greinert, W-D./Stratmann, K. (hrsg.): Gründerjahre der Berufsschule.) Berlin und Bonn 1990, S. 150.
- 4) Georg, W./A. Kunze: Sozialgeschichte der Berufserziehung. Eine Einführung. München 1981, S. 82.
- 5) 拙稿「ドイツ工場学校(Werkschule)の研究—1920年代までの発展過程とその実態—」(『日本の教育史学』第24集1981年)
- 6) Wolsing, S. II.
- 7) 拙稿 1981年 113~114頁
- 8) Abel, H.: Das Berufsproblem im gewerblichen Ausbildungs- und Schulleben Deutschlands (BRD). Braunschweig 1963.
- 9) Kipp, M.: “Perfektionierung, der industriellen Berufsausbildung im Dritten Reich. (in: Greinert, W-D. usw. hrsg.: Berufsausbildung und Industrie. Berlin und Bonn 1987.) S. 213.
- 10) Wolsing, S. 390.
- 11) Greinert, W-D.: Das duale System der Berufsausbildung in der Bundesrepublik Deutschland. Eschborn 1992, S. 17ff.
- 12) 拙稿「戦前ドイツにおける熟練労働者資格問題についての—考察—工業熟練労働者資格をめぐる工業資本と手工業資本の抗争を中心として—」(『岩手大学教育学部研究年報』第42巻 第1号) 1982.
- 13) Wolsing, S. 237.
- 14) Wolsing, S. 73.
- 15) Wolsing, S. 339.
- 16) Wolsing, S. 344.
- 17) Ein Erlaß des Reichswirtschaftsminister, btr. Facharbeiterprüfungen. Vom 24. Juni 1936. (in: Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/1. Die betriebliche Berufsbildung 1918–1945. Köln 1980. 以下 Q.u.D.A/1. と略す.) S. 311.
- 18) Pätzold, G.: Einleitung. (in:Q.u.D.A/1.) S. 35.
- 19) Hoffmann, E.: Zur Geschichte der Berufsausbildung in Deutschland. Bielefeld 1962, S. 47., Wolsing, S. 357.
- 20) Wolsing, S. 362.
- 21) Wolsing, S. 382.
- 22) 拙稿 1981年 114頁
- 23) Seubert, R.: Berufserziehung und Nationalsozialismus. Weinheim und Basel 1977, S. 77.
- 24) Seubert 1977, S. 77.
- 25) Seubert 1977, S. 75.

- 26) Kunze, A. : Die Arbeiterjugend und die Entstehung der Industriebetrieblichen Arbeiterausbildung. Fünf Schriften. Quellschriften zur Arbeiterausbildung. 1877-1944. Vaduz, Lichtenstein 1981, S. XXI.
- 27) Seubert 1977, S. 75.
- 28) Georg/Kunze, S. 77.
- 29) Kaiser, R. : Nationalsozialismus totale Manupulation in der beruflichen Bildung ? Frankfurt a.M. 1980, S. 83.
- 30) Wolsing, S. 55.
- 31) Arnhold, K. : Die Lehrwerkstatt als Exerzierplatz des praktischen Lebens. 1937. (in : Q.u.D.A/1. S. 244.)
- 32) Wolsing, S. 55-56. Kipp 1987, S. 233. Seubert 1977, S. 97.
- 33) Wolsing, S. 319.
- 34) Wolsing, S. 56.
- 35) Wolsing, S. 322.
- 36) Georg/Kunze, S. 77. Kipp 1987, S. 232.
- 37) Georg/Kunze, S. 76.
- 38) Gericke, W. : Das Berufsbild. 1935. (in : Q.u.D.A/1. S. 151.)
- 39) Gericke, S. 152.
- 40) Leitsätze für die Anerkennung von gelernten Facharbeiterberufen (Industriehandwerker) und von Lehrberufen. 1937. (in : Q.u.D.A/1. S. 158.)
- 41) Wolsing, S. 297.
- 42) Marcks, G.A. : Der Ausbildungsberuf. Betrachtungen zur Methodik der Ordnungsarbeit. 1942 (Q.u.D.A/1. S. 210.)
- 43) Wolsing, S. 373.
- 44) Kipp, M./H. Biermann: Einleitung. (in : Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. C/2/1. Quellen und Dokumente zur Beschulung der männlichen Ungelernten 1869-1969. Köln 1989.) S. 23.ff.
- 45) Wolsing, S. 379.
- 46) Wolsing, S. 382.
- 47) Wolsing, S. 385.
- 48) Wolsing, S. 243.
- 49) Wolsing, S. 244.
- 50) Wolsing, S. 220. Erlaß des Reichswirtschaftsministers vom 12. Januar 1942 : Vertragsmuster für den Abschluß von gewerblichen Lehrverhältnissen. (in : Q.u.D.A/1. S. 107.ff.)
- 51) Stratmann, K. : Geschichte der beruflichen Bildung. Ihre Theorie und Legitimation seit Beginn der Industrialisierung. (in : Enzyklopädie Erziehungswissenschaft. Bd.9.1. Stuttgart 1982.) S. 184.
- 52) Dunkmann, K. : Die Lehre von Beruf. Berlin 1922, S. 174.
- 53) Dunkmann, S. 190.
- 54) Dunkmann, S. 192.
- 55) Dunkmann, S. 209.
- 56) Stütz, G. : Einige Perspektiven autoritärer berufs- bzw.wirtschaftspädagogischer Postulate. (in : Die Deutsche Berufs- und Fachschule. 1969/6) S. 450.
- 57) Wolsing, S. 43.
- 58) Wolsing, S. 48.
- 59) Wolsing, S. 24.
- 60) Wolsing, S. 751.
- 61) Baethge, M. : Ausbildung und Herrschaft. Frankfurt a.M.1970, S. 56.
- 62) Arnhold, C. : Die Erziehungsaufgabe des DINTA in der Deutschen Arbeitsfront. 1933. (in : Q.u.D.A/1. S. 233.)
- 63) Arnhold 1933, S. 234.
- 64) Stütz, S. 450.

- 65) 拙稿「西ドイツにおける職業－経済教育学 (Berufs-und Wirtschaftspädagogik) の研究の動向」(『日本産教育学会研究紀要』第20号) 1990年 47頁
- 66) Wolsing, S. 568.
- 67) Wolsing, S. 552.
- 68) Wolsing, S. 568.
- 69) Wolsing, S. 558.
- 70) Wolsing, S. 563.
- 71) Feld, F. : Sinn und Aufgabe der Berufserziehung. Berlin 1929, S. 23.
- 72) Pleiß, U. : Wirtschaftspädagogik Bildungsforschung Arbeitslehre. Heidelberg 1982, S. 199.
- 73) Wolsing, S. 553.
- 74) Wolsing, S. 22.
- 75) Wolsing, S. 747.
- 76) Wolsing, S. 22.
- 77) Wolsing, S. 747.
- 78) Wolsing, S. 33.
- 79) Arnhold 1933, S. 233.
- 80) Seubert 1977, S. 97.
- 81) Arnhold 1933, S. 234.
- 82) Seubert 1977, S. 97.
- 83) Seubert 1977, S. 98.
- 84) Pätzold, G. : Einleitung. (in: Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/5. Quellen und Dokumente zur Geschichte des Berufsbildungsgesetzes 1875- 1981. Köln 1982. 以下 Q.u.D.A/5. と略す.) S. 24.
- 85) Pätzold 1982, (in: Q.u.D.A/5.) S. 22.
- 86) Seubert 1977, S. 106.
- 87) Seubert 1977, S. 100.
- 88) Pätzold 1982, (in: Q.u.D.A/5.) S. 22.
- 89) Seubert 1977, S. 127.
- 90) Pätzold 1982, (in: Q.u.D.A/5.) S. 24.
- 91) Seubert 1977, S. 107.
- 92) Seubert 1977, S. 105.
- 93) Seubert 1977, S. 100.
- 94) Wolsing, S. 323.
- 95) Seubert 1977, S. 100.
- 96) Die Neuordnung des Reichsinstituts für Berufsausbildung in Handel und Gewerbe. 1941. (in: Q.u.D.A/1.) S. 195.
- 97) Wolsing, S. 278.
- 98) Wolsing, S. 277.
- 99) Kümmel, K. : Einleitung. (in: Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/2. Die schulische Berufsbildung 1918-1945. Köln 1980. 以下 Q.u.D.A/2. と略す.) S. 21.
- 100) Seubert 1977, S. 99.
- 101) Seubert 1977, S. 107.
- 102) Seubert 1977, S. 102.
- 103) Seubert 1977, S. 104.
- 104) Seubert 1977, S. 107.
- 105) Seubert 1977, S. 203.
- 106) Seubert 1977, S. 106.
- 107) Seubert 1977, S. 110.

- 108) Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses. Vom 7. November 1936. (in: Q.u.D.A/1. S. 60.)
- 109) Wolsing, S. 168.
- 110) Wolsing, S. 160.
- 111) Wolsing, S. 301.
- 112) Seubert 1977, S. 110.
- 113) Pätzold 1982, (in: Q.u.D.A/5.) S. 23.
- 114) Seubert 1977, S. 115.
- 115) Seubert 1977, S. 115.
- 116) Seubert 1977, S. 115.
- 117) Seubert 1977, S. 118.
- 118) Seubert 1977, S. 118.
- 119) Kümmel, S. 6.
- 120) Wolsing, S. 590.
- 121) Kipp 1987, S. 236.
- 122) Wolsing, S. 546.
- 123) Kümmel, S. 20.
- 124) Erlaß des [preußischen] Ministers für Wirtschaft und Arbeit vom 31. Januar 1934. btr. staatsbürgerliche Erziehung und staatsbürgerlicher Unterricht in den Berufs- und Fachschulen. 1934. (in: Q.u.D.A/2. S. 166ff.)
- 125) Barth, H.: Die Erstellung reichseinheitlicher Lehrpläne für die Berufsschulen. 1939. (in: Q.u.D.A/2. S. 214.)
- 126) Wolsing, S. 547.
- 127) Erlaß des Reichsministers für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung vom 29. Oktober 1937, btr. reichseinheitliche Benennungen im Berufs- und Fachschulwesen. 1937. (in: Q.u.D.A/2. S. 197ff.)
- 128) Kümmel, S. 24.
- 129) Kümmel, S. 29.
- 130) Runderlaß des Reichsministers für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung vom 6. August 1937, btr. Lehrpläne für die berufskundlichen Fächer der gewerblichen, bergmännischen, kaufmännischen und hauswirtschaftlichen Berufsschulen. 1937. (in: Q.u.D.A/2. S. 208.)
- 131) Barth, S. 212.
- 132) Kümmel, S. 27.
- 133) Wolsing, S. 685.
- 134) Kümmel, S. 29.
- 135) Kümmel, S. 26.
- 136) Kümmel, S. 28.
- 137) Kümmel, S. 30.
- 138) この間の経緯については、拙稿「ワイマール期ドイツにおける職業訓練法案の研究」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』第39巻) 1987年を参照されたい。
- 139) Entwurf eines Gesetzes über die Berufsausbildung in Handel und Gewerbe. Vorgelegt vom Reichswirtschaftsminister. (in: Q.u.D.A/5. S. 78ff.)
- 140) Pätzold 1982, (in: Q.u.D.A/5.) S. 24.
- 141) Wolsing, S. 721.
- 142) Siemsen, A.: Ein Berufsausbildungsgesetz. (in: Sozialistische Monatshefte, 1929, 35. Jg., 69Bd.) S. 806.
- 143) Pätzold 1982. (in: Q.u.D.A/5.) S. 18.
- 144) もっとも、同条(4)で「ドイツ労働戦線及びヒットラーユーゲントは、その世界観-政治教育の課題をこえて、本法の規定に従って、職業訓練の形成と促進に協力する使命を持つ」と定め、DAFとの一定の妥協を示しているが、経済省の主導権には変わりはない。

- 145) Wolsing, S. 722.
- 146) Gesetz über die fachliche und berufliche Ausbildung in Handel und Gewerbe. Entwurf: R. Ley. Vom 4. Juni 1937. (in: Q.u.D.A/5. S. 76)
- 147) Wolsing, S. 725.
- 148) Münch, J.: Das Berufsbildungsgesetz im historischer und pädagogischer Sicht. (in: Die Deutsche Berufs- und Fachschule. 1969/11.) S. 812.
- 149) Entwurf eines Gesetzes über die Berufserziehung der deutschen Jugend. Aufgestellt vom Jugendrechtsausschuß der Akademie für Deutsches Recht. 1942. (in: Q.u.D.A/5. S. 96-99.)
- 150) 鎗田英三 『ドイツ手工業とナチズム』九州大学出版会 1990年 39頁
- 151) Wolsing, S. 402.
- 152) Wolsing, S. 424.
- 153) Moser, J.: Arbeiterleben in Deutschland 1900-1970, Frankfurt a.M. 1988, S. 70.
- 154) Wolsing, S. 425.
- 155) Keller, B.: Das Handwerk im faschistischen Deutschland. Köln 1980, S. 77.
- 156) Keller, S. 143.
- 157) Keller, S. 144.
- 158) Wolsing, S. 430.
- 159) Keller, S. 86.
- 160) Pätzold 1982. (in: Q.u.D.A/5.) S. 24.
- 161) Keller, S. 96.
- 162) Keller, S. 96.
- 163) Wolsing, S. 395.
- 164) Wolsing, S. 740.
- 165) Wolsing, S. 390.
- 166) Wolsing, S. 745.
- 167) Wolsing, S. 395.
- 168) Wolsing, S. 741.
- 169) Wolsing, S. 741.
- 170) Wolsing, S. 391.
- 171) Wolsing, S. 741.
- 172) Wolsing, S. 740.
- 173) Wolsing, S. 395.
- 174) Wolsing, S. 741.
- 175) Kümmer, S. 29.
- 176) Wolsing, S. 391.
- 177) Wolsing, S. 277.
- 178) Wolsing, S. 744.
- 179) Kipp 1987, S. 214.
- 180) Seubert 1977, S. 19.
- 181) Pätzold 1982. (in: Q.u.D.A/5.) S. 28.
- 182) Greinert 1992, S. 20.
- 183) Kunze 1981, S. XXVIII.
- 184) Voigt, W. (in: Seubert 1977) S. 12.
- 185) Voigt, S. 13.